# 最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は 平成29年10月1日 から



時間額



り じゃけん。

(平成 29年9月30日までは、793円です)

### 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

#### 広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- ・ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをした ものとみなされます。

## 賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ(ご案内)

広島県最低賃金総合相談支援センター【TELO120-73-0610】 最低賃金 相談 検索

最低賃金の引上げに向けた経営・労務管理等について相談や専門家派遣を行っています。

## 各種助成金があります。広島労働局検索

- 業務改善助成金【雇用環境・均等室 NOS2-221-9247】
- ・キャリアアップ助成金 ・人事評価改善等助成金【職業対策課 TelO82-502-7832】

広島労働局 賃金室 [LO82-221-9244

広島中央労働基準監督署 TeLO82-221-2460 尾 道 労働基準監督署 Tel0848-22-4158 呉 労働基準監督署 TEO823-22-0005  $\equiv$ 次 労働基準監督署 Tel 0824-62-2104 福 労働基準監督署 TeLO84-923-0005 広島北 労働基準監督署 Tel082-812-2115 Ш Ξ 労働基準監督署 TeLO848-63-3939 市日廿 労働基準監督署 Tel0829-32-1155 原